

令和8年1月1日より火災予防条例が一部改正されました

林野火災注意報・警報が新設

改正の経緯

令和7年2月26日の岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370ヘクタールに及び、日本の林野火災としては約60年ぶりとなる大規模な林野火災となりました。

林野火災発生原因の多くがたき火や火入れといった人為的な要因であるため、火災の発生しやすい時季や気象の状況に応じて、林野火災注意報および林野火災警報を発令します。

発令の基準は次のとおり

林野火災注意報 発令基準

3月から6月の期間で次のアまたはイの基準に該当する場合

ア 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、

前30日間の合計降水量が30mm以下

または

イ 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、

乾燥注意報が発表

※ 降雪の場合は別に定められているため消防署にお問い合わせください。

林野火災警報 発令基準

3月から6月の期間で次の基準に該当する場合

林野火災注意報に加え、強風注意報が発表

林野火災注意報・警報発令中の火の使用制限について

注意報・警報は各町で発令され、町内全域で以下の行為が禁止となります。

- 1 山林、原野等において火入れをすること
- 2 煙火(花火など)を消費すること
- 3 屋外において火遊び、たき火をすること
- 4 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙をすること
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて町長が指定した区域において喫煙をすること
- 6 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火紛を始末しないこと

林野火災注意報は、努力義務となっておりますが、林野火災警報は違反した場合、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

林野火災注意報・警報が発令されていない場合でも、火入れ、焼却、たき火など行うときは、役場・消防へ事前に届出が必要です。

お問い合わせ

日高東部消防組合

浦河消防署 0146-22-2144

様似支署 0146-36-2028

えりも支署 01466-2-2038



注意報・警報の発令状況については、インターネットで確認できます。